

指定通所介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人関記念栃の木会が設置する老人デイサービスセンターきらら通所介護事業所（以下「老人デイサービスセンターきらら」という）がおこなう指定通所介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、老人デイサービスセンターきららの生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員等が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 老人デイサービスセンターきららにおける指定通所介護事業は、次の基本方針に従って行うものとする。

- (1) 要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るように行う。
- (3) 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に実施する。
- (4) 自らがその提供する指定通所介護事業の質の評価を行い、常に改善に努め、向上を図らなければならない。
- (5) 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (6) 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- (7) 指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等への情報の提供を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 老人デイサービスセンターきらら通所介護事業所
- (2) 所在地 下野市下古山1220番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 老人デイサービスセンターきららに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおり

とする。

- (1) 管理者 1名
管理者は老人デイサービスセンターきららの従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 生活相談員 1名以上「介護員と兼務」
生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。
- (3) 機能訓練指導員 1名
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練指導、助言を行う。
- (4) 介護職員 4名以上 「生活相談員と兼務」
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。
- (5) 看護職員 1名以上
看護職員は、健康状態の確認、投薬及び管理等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 老人デイサービスセンターきららの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。
- (2) 営業時間 月曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時30分とする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 利用定員は1日につき20名とし、この定員を超えて指定介護の提供を行ってはならない。

(指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 老人デイサービスセンターきららの行う指定通所介護の内容は次のとおりとし、通所介護従業員がその提供にあたる。

- (1) 指定通所介護の提供にあたっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び、その者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- (2) 通所介護事業所は、指定通所介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者はその家族に対し、サービス提供についての理解を求められるよう説明を行う。
- (3) 指定通所介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供に努める。
- (4) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活

指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

- (5) 通所介護計画の作成について必要な事項。
- (6) 1 生活相談員は、それぞれの利用者に応じた通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容について説明を行う。
2 通所介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、該当居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
3 通所介護従事者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。
- (7) 指定通所介護の利用料の額は、厚生労働省の定める告示上の額とし、法定代理受領サービスに該当する通所介護を提供した際は、その利用者から利用者の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額、又は、居宅支援サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費、又は、居宅サービス費の額を控除した額を受けるものとする。
- (8) 法定代理受領サービスに該当しない際の利用者から受ける利用料の額は、居宅介護サービス費用基準額、又は、居宅支援サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じない額とする。
- (9) 指定通所介護は、次に掲げる費用の支払いを利用者から受けることとする。
 - 1 利用者の選定により通常の事業の実施地域外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用を徴収する。なお、交通費は次の額を徴収する。

通所事業所実施地域から片道	5キロメートル未満	500円
---------------	-----------	------

通所事業所実施地域から片道	5キロメートル以上	1,000円
---------------	-----------	--------

- 2 通所介護に通常要する時間を超える通所介護であって、利用者の選定に係るものの、提供に伴い必要となる費用の範囲内において、サービス基準額を超える費用を徴収する。
- 3 食材費 1日あたり 730円
- 4 おむつ代 実費相当額 (別紙料金表参照)
- 5 連絡帳 実費相当額 (別紙料金表参照)
- 6 その他、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用。
- 7 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に

文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、下野市、壬生町の区域とする。

（衛生管理等）

第9条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第10条 利用者は指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定通所介護〔指定予防通所事業〕従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時における対応方法）

第11条 通所介護事業者等は、通所介護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害時の対策）

第12条 老人デイサービスセンターきららは、非常災害に関する消防計画（別紙参照）を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的な業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務改善計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第15条 事業所は、その事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(身体拘束等の禁止)

第16条 事業所は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況に並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は身体拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、職員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等適正化のための指針の整備
- (3) 身体拘束等適正化を図る為、介護職員及びその他の職員に対して、研修を実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 老人デイサービスセンターきららは、全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月

(2) 継続研修 年3回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は年4回実施されている社会福祉法人関記念栃の木会の理事長評議員会で協議の上、定めるものとする。

附則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

この規定は、平成13年4月1日から施行する。

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年1月1日から施行する。